

「県民の意見募集（パブリックコメント）」について

章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
1	1章 「…また、消費者基本法や消費者白書等においても、消費者教育の重要性が明記されています。」の後に以下の事項を追加できませんか。 更に、2015年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)のゴール12として、持続可能な生産消費形態を確保することが目標とされています。	個人	SDGsが国連で採択されたことが平成29年度版の消費者白書で記載されています。 これを踏まえて、SDGsに関する記述を計画に追記します。	有
2	1章 [消費者教育の推進によって期待できる効果]に以下の2項目を追加できませんか。 ④倫理的消費(エシカル消費)普及・啓発の促進 ⑤SDGsの推進	個人	④については、「③よりよい社会発展のため、社会の一員として積極的に関与する消費者の育成」に含まれています。 ⑤については、SDGsはより幅広い取組を対象としているため、「消費者教育の推進によって期待される効果」は、その一部に留まります。 以上のことから、新たに項目は追加しないこととします。	無
3	1章 図表について番号と見出し及び文中でどの図を指すのかの説明が必要ではないかと思えます。以降のページについても同様です。	個人	図表及び文中に通し番号を付けます。	有
4	1章 平成29年度消費者白書から年代別の相談内容が報告・分析されていますが、高齢化率が全国平均を上回る和歌山県の動向も同じようなものか、県内のデータを基に年代別の相談状況の分析が必要かと思えます。	団体	本県の相談件数等に基づいたグラフに差し替えます。 これに合わせて本文を修正します。	有
5	2章 一次計画(平成27年～29年)の3年間の取組事項は全体で56項目あり、評価(○△×)は、十分取り組んだ(○)が33項目(58.9%)、一部の取組にとどまった(△)が19項目(33.9%)、全く取り組めなかった(×)3項目(5.4%)、評価外(-)1項目となっています。 3年間で取組事項の約6割が十分取り組めたと評価されており県消費者教育は確実に前進してきていると評価します。 この3年間の消費者行政では、全市町村で消費生活相談員の配置、橋本市で消費生活センターが設置、市町村で消費生活相談の広域連携が進み相談体制の整備がすすんでいます。 しかし、一次計画で取組が一部にとどまった(△)、全く取り組めなかった(×)と評価されている事項が約4割となっており、二次計画の5年間で具体化し推進していく必要があります。	団体	一次計画期間中において、十分ではないと評価した取組(△又は×)については、二次計画において推進することとしています。	無
6	2章 2(1)①学校等で、保護者向けの啓発講座は開催しているが、幼児を対象とした講座の要請がない状況と評価されており、具体的なアクション計画が必要です。 県独自の教材の配布で、県内各小学校の9割近くが教材を活用していることは良いことと思えます。一方で、消費者教育に関する授業時間がとれないということや大学生等への消費者教育講座は開催しているが参加者が少ないと評価されています。 今後、消費者教育講座の開催については、消費者被害実態を把握し実態に応じた内容で、消費者団体、専門士業団体、事業者等と連携し、より参加しやすい場の提供の検討が必要です。	団体	県センターの相談事例を分析して消費者被害の実態を把握するとともに、必要に応じて事業者等と連携しながら取り組むこととしています。	無
7	2章 2(1)②地域社会で地域の高齢者への消費者教育推進については、消費生活サポーター、見守り協力員や民間協力事業者との連携が必要不可欠な存在となってくると思えます。消費生活サポーター、見守り協力員の増員と教育、研修支援が今後必要です。	団体	消費生活サポーターの増員や見守り活動を行う方々の知識の向上のため、消費生活サポーター養成講座や、消費者被害防止ネットワーク研修会を実施しており、今後も継続して取り組むこととしています。	無
8	2章 2(2)①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携で、地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成に取り組めていない状況となっています。担い手やコーディネーターとなる方がやりがいにつながる制度など検討が必要です。	団体	消費者教育の担い手の確保やコーディネーターが、能力を高められるような研修などを行うこととしています。	無
9	2章 2(2)②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携で、一次計画では生活教養講座の開催は消費者団体、事業者との連携がすすんだと評価されています。より一層、連携を強めていただきたいと思います。	団体	生活教養講座や消費者フォーラムなどにおいて、事業者と積極的に連携していくこととしています。	無
10	2章 2(2)②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携では生活教養講座、共育支援メニューフェア事業、団体との連携に後の表で集約されており、様々な連携が進んだことがよかったと思えます。 今後、消費者志向自主宣言を行っている事業者、ACAP、日本ヒーブ協議会などさらに連携を強めて欲しいと思いました。	個人	ACAPに加入している団体など、消費者問題に取り組む事業者と引き続き連携を深めていくこととしています。	無
11	2章 2(4)市町村の取組支援で、2017年11月に全市町村に消費生活相談員が配置され相談体制の整備がすすんだことは大きな前進点です。今後、この相談体制の維持と相談員のスキル向上をすすめていただくことに期待します。 今後の課題として見守りネットワークの構築として、既存のネットワークに対する消費者トラブル事例等の情報提供が必要と言われて います。 消費者トラブルが常に最新の情報が把握できるパイオ・ネットの導入の支援が必要です。	団体	市町村においても、これまで以上に質の高い消費生活相談を行うため、PIO-NET(パイオ・ネット)が配備されていない自治体に対して、引き続き、配備を働きかけることとしています。	無

	章	意見	意見提出者	意見に対する県の考え方(対応)	計画修正
12	3章	第二次計画の計画期間は5年間(平成30年度～平成34年度)となっています。 二次計画では一次計画ですすでに取り組んでいること、継続して取り組むこと、より重点的に取り組むこと、新規に取り組むことなどに整理し、一次計画の到達状況から、何を、いつどのように実施するのか。 また、この5年間の具体的な計画表と年度ごとの、重点的に取り組む課題と到達目標(管理指標)を明確にすることが必要です。	団体	計画では今後の方針と具体的な取組や重点的に取り組む事項を明示しています。 消費者教育施策の実施状況について、毎年、県消費生活審議会に報告することとしており、活動成果を評価するとともに、見直しを行うこととしています。	無
13	3章	2(1)①学校等で近年、インターネット利用の低年齢化や成年年齢18歳の引き下げを見越した消費者教育をすすめることが必要です。 そのため、教員に対しての「デモ授業」の実施は特に強めて欲しい取組です。	団体	若年層に対する消費者教育は重要であると認識しており、学校における「デモ授業」は、重点的に取り組むこととしています。	無
14	3章	2(1)①①小・中・高等学校等「近年のインターネット利用の低年齢化・・・」のあとに、成年年齢の18歳の引下げを見越して、今まで20才になってすぐに遭う消費者被害について高校生の段階で注意喚起する必要があることを具体化されてはいかがでしょうか。	個人	重点的に取り組む事項「若年層に対する消費者教育の推進」の中には、高校生も含まれているものであり、引き続き、消費生活講座等を通して注意喚起を行うこととしています。	無
15	3章	2(4)市町村の消費者行政に関する予算は、活性化基金および地方消費者行政推進交付金の占める割合が高くなっています。ほとんどの市町村で活性化基金および地方消費者行政推進交付金終了が、この二次計画期間内になることが予想されます。 今後の国の動向を見ながらも市町村支援体制の在り方について検討していくことが必要です。	団体	市町村に対しては、引き続き、国の交付金を活用した支援を行いながら、消費者行政に関する事業に取り組むよう働きかけることとしています。 また、国に対しては、財政支援の継続を働きかけていきます。	無
16	3章	3重点的に取り組む事項で、第一次計画の到達点で地域住民と消費者教育の担い手をつなぐコーディネーターの発掘と育成は、「全く取り組めなかった」と評価されています。 コーディネーターの発掘と育成は、きわめて重要であることから「重点的に取り組む事項」の中に具体化していく必要があります。	団体	コーディネーターの育成は重要ですが、現在、地域の担い手と消費者教育を受ける学校や団体が少ないことから、本計画では、それらの確保を優先して進めることとしています。	無
17	3章	3(2)高齢者等に対する消費者教育啓発「60歳以上の高齢者層の相談割合が4割を占める・・・」について、今後、相談情報を60歳以上70歳以上80歳以上に分けて集約行うことが、相談がどの層に多いかわかるのではないのでしょうか	個人	県センターでは、現在も相談者、契約当事者の年齢別に整理をしています。 参考にP4の図表を「消費者白書」のものから、県センターへの相談件数に修正するとともに、年齢区分についても60歳代、70歳代以上に修正します。	有
18	3章	3(3)消費生活センター等の拠点化で、市町村の消費生活センター等に対する支援で、各行政単位で相談業務、消費者教育への対応が結構違いがあるように見受けられます。 各行政同士で連携、情報交換ができるように県からの支援、働きかけが必要です。	団体	現在、振興局単位で地域別意見交換会を開催し、効果的な消費者教育が取り組まれるよう、それぞれの市町村の取組報告や相談情報の共有などを行っています。	無
19	4章	計画の推進体制で、計画の推進体制の中に進捗管理が明記されていません。 計画期間5年間の進捗管理をどのような体制で行っていくのか。 また、県民への進捗状況の周知と取組の広報や情報発信を推進体制の中に記載していくことが必要です。	団体	進捗管理については、4章で県消費生活審議会での取組を報告することとしています。 また、広報紙や県民生活課等のホームページで、消費者教育に関する取組を周知・啓発することとしています。	無